

令和 5 年 3 月 1 日

事業主・被保険者 各位

大阪府寝屋川市木田元宮 1 丁目 1 番 1 号

エクセディ健康保険組合

理事長 山 村 佳 弘

TEL 0 7 2 - 8 2 4 - 4 2 8 1

## 健康保険料率及び介護保険料率改定のお知らせ

拝啓 平素は当健康保険組合の事業運営につきましては、格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 2 月 9 日開催の第 123 回組合会において、令和 5 年度保険料率については下記のように決定いたしましたので、お知らせ致します。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 健康保険料率について

健康保険料率		新（改定後）	現行（改定前）
		令和 5 年 3 月分 （4 月徴収分）から	令和 5 年 2 月分 （3 月徴収分）まで
（一般保険料率）※1		9.170%	9.371%
（調整保険料率）※2		0.130%	0.129%
合 計		<b>9.300%</b>	<b>9.500%</b>
負担割合	事業主	4.650%	4.750%
	被保険者	4.650%	4.750%

※1. 加入者への医療給付・保健事業、高齢者医療制度への拠出金などに充てるための保険料率

※2. 健康保険法による健康保険組合連合会「交付金交付事業」の財源に充てるための保険料率

#### （改定の理由）

医療費や拠出金等の急激な変化に備え余剰金から積み立てる「準備金」及び「別途積立金」の総額が令和 4 年度の決算残金見込額より健康保険法による「法定準備金」額に対し一定の水準を超えることが見込まれるため、健康保険料率を「0.2%」引き下げ、加入者への還元により積立額の適正化を図ります。

## 2. 介護保険料率について

介護保険料率 ※3		新（改定後）	現行（改定前）
		令和5年3月分 （4月徴収分）から	令和5年2月分 （3月徴収分）まで
		1.660%	1.450%
負担割合	事業主	0.830%	0.725%
	被保険者	0.830%	0.725%

※3. 国に代わって皆様から保険料を預かり介護保険制度の運営主体である市町村へ納める「介護納付金」に充てるための保険料率（40歳～64歳の被保険者及び40歳～64歳の被扶養者を有する被保険者より徴収）

### （改定の理由）

令和2年度に料率を引き下げ、納付金の急激な変化に備え積み立てる「準備金」を保有適正額まで段階的に取り崩して参りましたが一定の水準に達したため、また、近年増加傾向にある介護納付金の支出に見合う保険料率とするため、令和2年度の料率引き下げ前の「1.660%」に料率を戻します。

以上